

大阪市福島区役所市民協働課地域活動支援担当会計年度任用職員要綱

【目的】

第1条 この要綱は、「会計年度任用職員の採用等に関する要綱」に基づき任用される、大阪市福島区市民活動団体の活動支援業務等にかかる会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

【業務内容】

第2条 会計年度任用職員は、次に掲げる業務に従事するものとする。

- (1) 市民活動団体の活動支援に関する業務
- (2) 地域集会施設、児童遊園に関する業務
- (3) スポーツ施設優先利用に関する業務
- (4) 学校体育施設開放に関する業務
- (5) 地域活動支援担当における相談、窓口、電話等の対応

【任用】

第3条 会計年度任用職員の任用について、「会計年度任用職員の採用等に関する要綱第2条第1項」に規定する必要に応じて定める要件は、次のとおりとする。

- (1) 自治体において市民活動団体支援業務に過去従事したことがある者
 - (2) パソコン（ワード、エクセル等）の基本操作ができる者
- 2 会計年度任用職員の任用選考は、筆記試験（論文試験）及び面接試験（口述試験）の内容を総合的に勘案して行う。

【再度の任用】

第4条 再度の任用を行う場合は、業務の縮小又は廃止の状況、及び前年度の勤務実績等を総合的に勘案し、2回まで任用ができるものとする。

【勤務時間等】

第5条 会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間等は次のとおりとする。

- (1) 勤務日数は、週4日
- (2) 勤務時間は、午前9時から午後5時15分
- (3) 休憩時間は、45分間

【その他】

第6条 その他必要な事項は、福島区長が定める。

附則

この要綱は、令和6年1月31日から施行する。